

認知症かも？

心配になったら 一人で悩まず まず「相談」

認知症初期集中支援チーム・
認知症地域支援推進員が、
認知症の人やその家族をサポートします！

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員が地域包括支援センターに設置・配置されています。認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り地域で安心して生活できるよう、さまざまな形で支援します！お気軽にご相談ください。

認知症初期集中支援チームとは？

・・・複数の専門職による個別支援を行います

医療・介護の専門職が、ご家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人およびそのご家族を訪問し、病院への受診や介護サービスの利用、ご家族の支援など、必要な初期の支援を集中的に行い、自立生活に向けたサポートをチームで行います。

▼支援の対象となる人は？

自宅で生活をしている40歳以上で、認知症が疑われる人または認知症の人、かつ下記①～④のいずれかに該当する人

- ①認知症の診断を受けたいが、本人が拒否している
- ②病院受診を中断してしまっている
- ③介護サービスを利用したいけれど、どうすればいいのかわからない
- ④認知症の症状が強く、対応に困っている

相談窓口

◎幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内） ☎ (53) 6151・FAX (53) 6160
対象 権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人
時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く）
◎幸手西地域包括支援センター（旧香日向小学校内） ☎ (40) 3443・FAX (44) 0870
対象 幸手・行幸・長倉・上高野小学校区の人
時間 午前9時～午後5時45分（土曜、日曜、祝日を除く）

▼「加齢による物忘れ」と「認知症による物忘れ」の違い（一例）

	加齢による物忘れ	認知症による物忘れ
体験したこと	一部を忘れる 例) 朝ごはんのメニュー	すべてを忘れている 例) 朝ごはんを食べたこと自体
物忘れの自覚	ある	ない
探し物に対して	(自分で) 努力して見つけようとする	誰が盗ったなどと、他人のせいにすることがある
日常生活への支障	ない	ある
症状の進行	極めて徐々にしか進行しない	進行する

出典：政府オンラインホームページ

認知症地域支援推進員とは？

・・・認知症の相談・支援のパイプ役です

認知症の人ができる限り、住み慣れた良い環境で暮らし続けるために、医療・介護・地域資源をつなぐネットワークづくりや、相談業務、認知症に関する情報・知識の普及啓発活動などを行います。

「あたまの健康チェック」を受けてみませんか？

1対1の対面方式で、かんたんな聞き取りでの記憶力チェックを受けます。
医師によるアドバイスや現在受けている治療に代わるものではありませんが、認知機能の一般的な評価をみることができます。
自宅を訪問しての実施や相談ができますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。
問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8438・FAX (43) 5600

国民健康保険税

問合せ 保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 143・144

■ 国民健康保険税の税率などの改定

国民健康保険の税率は、都道府県が算定する「標準保険税率」を参考に、各市町村が決定します。当市では、国民健康保険の安定的な運営を図るため、令和4年度の税率（所得割・均等割）を改正しました。
また、被保険者間の負担の公平性を図るため、賦課限度額を引き上げました。なお、令和4年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に郵送します。

▼税率などの改定

区 分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
		医療機関などへ支払う医療費に充てるもの	後期高齢者医療制度の支援金に充てるもの	介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）のみ
所得割 ※世帯の加入者の所得に応じて計算。	改正前	7.3%	2.0%	1.2%
	改正後	7.4%	2.1%	1.6%
均等割 ※世帯の加入者数に応じて計算。	改正前	23,600円	10,500円	10,000円
	改正後	27,500円	11,800円	10,400円
賦課限度額	改正前	570,000円	190,000円	160,000円
	改正後	630,000円	190,000円	170,000円

■ 国民健康保険税の未就学児にかかる均等割額の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額を一律に2分の1減額します。

低所得者世帯の均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額からさらに2分の1を減額します。

令和4年度の国民健康保険税から適用し、この軽減を受けるための申請は必要ありません。
軽減の対象者

・国民健康保険に加入する未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）
※令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた人。

▼未就学児1人に係る均等割額減額（年額）

低所得世帯にかかる均等割額軽減割合		低所得者の均等割軽減措置後	未就学児軽減額	軽減後均等割額
軽減のない世帯	医療給付費分	27,500円	13,750円	13,750円
	後期高齢者支援金分	11,800円	5,900円	5,900円
	合計	39,300円	19,650円	19,650円
7割軽減世帯	医療給付費分	8,250円	4,125円	4,125円
	後期高齢者支援金分	3,540円	1,770円	1,770円
	合計	11,790円	5,895円	5,895円
5割軽減世帯	医療給付費分	13,750円	6,875円	6,875円
	後期高齢者支援金分	5,900円	2,950円	2,950円
	合計	19,650円	9,825円	9,825円
2割軽減世帯	医療給付費分	22,000円	11,000円	11,000円
	後期高齢者支援金分	9,440円	4,720円	4,720円
	合計	31,440円	15,720円	15,720円